

協定項目番号	22	慣行・顕彰の取扱い
4市町のすべての宣言を継承するが、同種の宣言文は合併時までに調整する。 また、合併時までに市章を、合併後1年程度で市民憲章、市歌、市の花・木・鳥等を定める。		